

社会福祉法人 薄光会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによってすべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日～令和11年 3月31日

2. 内 容.

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 5年 4月～ 職員会議等で周知する。
- 令和 5年 4月～ 該当するそれぞれの規程の閲覧を促す。

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和 5年4月～ 職員会議等で周知する。
- 令和 5年4月～ 職員の有給取得状況を把握する。

●当法人の両立支援の取組（現在実施中又は実施していた取組・実績など）

育児・介護休業法の改正（令和4年4月1日、令和4年10月1日）に伴い『育児休業規則』（旧『育児休業、育児のための深夜業務の制限および育児短時間勤務に関する規則』）を改定しました。

[令和4年4月1日施行分]

- ・育児休業の申し出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置を義務付けました。
- ・妊娠・出産（本人または配偶者）の申し出をした労働者に対して、事業主から個別の制度周知と休業の取得意向の確認のための措置を義務付けました。
- ・有期雇用労働者の育児休業と介護休業の取得要件を緩和しました。

[令和4年10月1日施行分]

- ・男性の育児休業取得促進のため、産後パパ育休（出生時育児休業）を創設しました。
- ・育児休業を分割して2回まで取得可能にしました。

その他、行動計画に沿って取り組み中です。